

長野県知事

阿部 守一 様

新型コロナウイルス感染症対策に関する
緊急要望書

令和2年4月15日

長野県議会 県民クラブ・公明

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、阿部知事を中心に県政をあげて万全の対策や体制づくりのため、弛まないお取組みを頂いております事に深く感謝申し上げます。

パンデミック（世界的大流行）となった新型コロナウイルス感染症は、長野県においても日々刻々と感染者が増加しており、ぎりぎりの局面が続いています。

この危機を乗り越えるために何をなすべきか、県民生活や様々な現場が直面する課題をもとに、県民クラブ・公明としての緊急要望書を作成しここに要望いたします。

感染拡大・感染爆発を防ぎ、命を守るための県民理解・行動の創出と、暮らしと経済を守る支援施策について、尚一層の推進・強化をお願い申し上げます。

◎医療・福祉への対策について

- ・コロナ感染症の情報について、聴覚障害者等に情報が行き届いていない。手話動画の作成や、遠隔手話通訳は、感染予防に有効であることから、タブレットや機材等の購入に係る予算を検討すること。
- ・医療、介護、福祉の現場ではマスク、消毒用アルコール、アイソレーションガウン、ゴーグル、手袋等の物資が不足している状況を踏まえ、各医療機関と更なる緊密な連携を図りつつ、安定供給に努めること。特に、常時、感染症患者と接する感染症指定医療機関に対しては、高機能マスク（N95規格等）の緊急配布を望む。また、県民が必要とするマスク、消毒液等の安定供給にも努めること。
- ・感染者の更なる急増に備え、下記の通り、医療提供体制の早急な整備を行うこと。
 - ①重症者増加に備えた医療機器の整備及び人材を確保すること。
 - ②陽性無症状患者・軽症者の受入れ可能な施設整備を医療圏ごとに具体的に示すこと。
 - ③院内感染を含む感染防止のためのオンライン・電話診療及びオンライン服薬・電話指導の活用を推進すること。
- ・介護施設職員、保育士等の福祉人材が、新型コロナウイルス感染症に感染し、不足になった場合の応援職員の派遣体制を構築すること。
- ・感染症により死亡者が出た場合の遺体の取扱い、埋葬方法などについて指針を示すこと。
- ・感染者が発生した際の施設等の消毒などに備え、知見や専門性を持った関係機関との連携を構築すること。
- ・広域圏ごとに設置運営している平日夜間急病センターは、地域住民の健康を守るとともに、地域の一次医療を補完する重要な役割を担っており、県補助金（小児初期緊急医療体制整備事業）の増額支援をすること。

◎経済・観光・雇用対策について

- ・観光・宿泊業が大打撃を受けている中、感染抑制への対策と並行し、感染終息後の県としての反転攻勢のビジョンをしっかりと検討し、当該事業者と共有を図ること。
- ・昨年の台風 19 号被害や記録的な暖冬、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業等は甚大な被害を受けており、特に、インバウンドが激減しているため、観光客の感染防止対策を徹底した上で、県や観光機構のチャンネルを最大限に活用して誘客招致に向けた特段の支援を行うこと。
また、観光誘客には、魅力的な観光資源とともに集客につながる大型イベントが効果的であり、感染症の収束局面では開催に向けての集客、広報に対する補助等の支援を行うこと。
- ・長期化が予想されるイベント・行事の延期や中止に伴う経済活動の縮小の影響が極めて大きいため、時機を見た不断の金融・経済対策を実行すること。
なお、北アルプス国際芸術祭 2020 については、当面開催を延期しているが、開催される際には、財政的支援やサポーター等のスタッフ募集への支援をすること。
- ・企業の資金繰り等に関する国の緊急経済対策が決定された際は、迅速に執行されるとともに、手続きの簡素化に努めること。
- ・関連企業が多い観光業や資材の調達が困難になっている建設業・製造業、飲食店などは売上の減少が著しく、資金繰りや雇用の継続に窮しているので、中小企業融資制度資金の拡充・要件緩和、給付金等の支援を充実すること。
- ・借り入れの借り換え、この間の利子を積極的に補助すること。
- ・この間に新規事業や新規技術を研究する事業所を積極的に支援すること。

◎こどもの支援について

- ・小中学校、高等学校等が臨時休校を行い、感染リスクの低減を図っている中、保育・幼児教育は基本的には開園し、いわゆる 3 密が発生しやすい状況にある。したがって、園内での感染リスクを低減させるため、園内での更なる対策を県がガイドライン等で示すと共に、消毒用アルコールやマスク等の備品を安定供給すること。
- ・休業とならない保育園等では、小中学校、高等学校における臨時休業に伴い、休暇を取らざるを得ない職員もおり、人手不足、オーバーワークの状況が続いている。保育士等の人材確保のため、取り組みを一層強化すること。
- ・学校休校等に伴う DV・児童虐待の防止の観点から、子ども・家庭へのケア、リスクのある家庭への支援に努めること。

◎教育関係ー学びの保障・心身の健康の保障

- ・感染終息の見通しが立たないなか、児童・生徒は自宅待機しており、そろそろ限界がきている。
地域間や学校間の格差なく、子どもたちの学びの保障を支援するため、WEB やアプリを活用した教材の更なる提供および、生徒・児童が夢や希望の持てるコンテンツを県が率先して充実させること。
また、ネット環境が十分でない家庭もある中で、容易に wi-fi 環境が整えられる機材の貸出や一人一台の端末の早期実現、ICT 支援人材配置等 e-ラーニング学習環境整備推進のため、鋭意研究すること。
合わせて、児童・生徒の心身の健康の保障についても対策を講じること。
- ・保護者の収入減、格差拡大による子どもの学習環境、生活環境の悪化を懸念する。家庭への財政支援も含めた、煩瑣な手続きではない速やかな救済策について検討すること。
- ・医療従事者、県外からの移動者、感染者が発生した職場等の関係者に対する偏見や差別を生まないための心の教育、リスペクトや受容、寛容の心を育むための取り組みを行うこと。

- ・高等学校の通学時間帯での電車においては、生徒をはじめとした利用者でいわゆる3密が発生している。分散登校となるように、高等学校間で始業時間をずらす等の対応を行うこと。

◎県民生活について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により損失や収入減が生じている企業、個人等に対する県税の納入猶予について、柔軟に行うとともに広く周知すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困っている方に対する国による支援を補う県としての独自の支援の創設すること。
- ・緊急事態宣言対象区域など感染が広がる都市部と県内の往来を控えるとともに、県内へ移動した場合は、一定の期間外出を自粛するよう要請すること。

◎情報の公表・公開のあり方について

- ・感染者の行動歴、感染経路等の情報が少ないため、地域では様々なデマや噂の情報が流れ、風評被害が発生している。感染者の住所地が保健所単位で公表されているが、管内全市町村の不特定多数感染が拡大するおそれがある場合に限り、必要に応じ市町村及び施設名を公表され、感染者発生自治体首長には、必要な範囲で情報を提供すること。公開できない場合の基準の明確化とその理解を求めると共に、また地域住民に対しては、正確な情報に基づき冷静な行動をとっていただくよう周知徹底すること。

◎国への要請について

- ・ 県民生活への支援に関連し、生活弱者に対する家計向け給付金等について、要件を絞ることなくできるだけ広範に適用できるように国へ要請すること。
- ・ 医療従事者はもとより、県民の生活を支える運送業者、小売店の社員等に対し、生活者の皆さんの配慮を知事会を通じ、全国へ発信すること。
- ・ 国民と日本経済を支える中小企業が希望を持てるよう、経済対策については、可及的速やかに逐次行うこと。
- ・ 小口貸付やセーフティネットなど事務を担う部署の事務負担を減らすよう申請手続きの簡素化をすること。
- ・ 医療や介護現場において、マスクや防護服などが常時と変わらぬ体制で使用できるよう、国で供給すること。
- ・ 都道府県への大枠での予算の配分と権限委譲を検討すること。
- ・ 給付金などは、マイナンバーと口座の紐づけが普及、徹底できていれば、迅速かつ経費を抑えて対応できると考える。長期戦になることを見据え、給付金などに対してマイナンバーを積極的に利用すること。